

一般社団法人 西区歯科医師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人西区歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市西区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本歯科医師会及び大阪府歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、歯科医学・医術の進歩・発展と公衆歯科衛生の普及向上を図るとともに、会員の社会的地位を向上させ、かつ、地域社会及び会員相互の福祉を増進することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 歯学とその医術の進歩・発展に関する事業
- (3) 医療制度、歯科医業経営に関する事業
- (4) 医療保険に関する事業
- (5) 予防歯学の研究及び公衆歯科衛生の普及に関する事業
- (6) 広報活動に関する事業
- (7) 会員の研修及び歯科医療関係者の教育に関する事業
- (8) 会員の相互扶助、福祉増進に関する事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 社員

(法人の構成員)

第4条 当法人には、次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第2条に基づく免許を受けた者（歯科医師法第34条第2項に規定する医業をなしうる医師を含む。）でかつ、当法人の目的及び事業に賛同した者で、次のいずれかに該当する者とする。

イ 大阪市西区を区域とし、その区域内において就業する者

ロ 過去にイに該当した者で廃業または退職後も引続き在籍を希望し理事会の承認を受けた者

(2) 準会員（家族会員、勤務会員）

正会員の医療機関において勤務しかつ、当法人の目的及び事業に賛同した者で、正会員以外の歯科医師とする。

(3) 賛助会員

上記1, 2号以外でかつ、当法人の目的及び事業に賛同した者とする。

(入会)

第5条 当法人に入会するには、当法人所定の入会申込手続を履践し、当法人理事会の承認を受けることを要する。

2 当法人への入会を承認された者は、その承認後直ちに会費等を納入しなければならない。会費等が納入されたときをもって当法人の会員となる。

3 正会員は、同時に日本歯科医師会及び大阪府歯科医師会へ入会するものとする。

(経費の負担)

第6条 会員は、別に規約で定める会費、入会金、開設時協力金及び負担金等を支払う義務を負う。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 法人の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第5条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 役員を選任又は解任

(3) 役員報酬等の額

(4) 事業計画及び収支予算案を記載した書類の承認

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 入会金の額並びに会費及び負担金等の額
- (9) 当法人の事業遂行のために必要な規約の設定、変更又は廃止
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項並びに当法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。なお社員総会は、社員総数の過半数の出席(委任校を含む)がなければ開催することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求をすることができる。

3 社員総会の招集は、会日の1週間前までに会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を正会員に対して発してするものとする。ただし、書面による議決権の行使を認める場合は、会日の2週間前までに招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員は、委任状その他代理権を証する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。また、その代理人は当法人の社員の一員であることを要する。

3 前項の代理権の授与は社員総会ごとに行なければならない。

4 社員総会に出席しない社員が書面をもって議決権を行使できることを理事会において定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができ、この場合においては、当該議決権の数を出席した社員の議決権の数に参入する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出

席した当該社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び出席した社員のうち議長から指名された議事録署名人2名が署名捺印し、主たる事務所に保管する。

第5章 役員

(役員を設置)

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上14名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名以上3名以内を副会長、1名以上4名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 副会長、常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

5 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任及び解任)

第19条 役員は、社員総会の決議によって選任及び解任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができ、会長候補者の選定方法については、本条で定めるもののほか別に規約で定める。

3 当法人の理事のうちには、理事のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含

む。)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 役員は、社員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事の職務及び権限は次のとおりとする。

- (1) 会長は、当法人を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め理事会で定めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- (3) 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (4) 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

(任期満了等における前任者の職務)

第23条 理事又は監事は、定款第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員責任免除)

第24条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任額を法令に定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。ただし、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときに限る。

(役員報酬)

第25条 役員報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事である会長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で定めた順位に従い、理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べた時はこの限りではない。

3 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第21条第6号に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画、収支予算案を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第1号から第5号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、かつ理

事会の承認を受けたうえで、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（財産管理及び会計規定）

第34条 財産の管理及び会計に関する事項は、本章で定めるもののほか別に規約で定める。

（剰余金の分配）

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第39条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

（委任）

第40条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

附則

（最初の事業年度）

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年度3月31日までとする。

(設立時の役員)

- 2 当法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事	井手成信
設立時理事	久留島正平
設立時理事	榎田雅之
設立時理事	井上美代子
設立時理事	瀬尾利文
設立時理事	福原英洋
設立時代表理事	井手成信
設立時監事	松井正弘
設立時監事	横石篤始

(設立時役員任期)

- 3 当法人の設立時役員任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 4 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	大阪市天王寺区勝山三丁目5番15号
	氏名	井手成信
	住所	大阪市西区九条三丁目20番22号
	氏名	久留島正平
	住所	大阪市西区北堀江四丁目12番10-1312号
	氏名	榎田雅之
	住所	東大阪市高井田本通七丁目1番19-604号
	氏名	井上美代子
	住所	大阪市西区九条二丁目29番15-901号
	氏名	瀬尾利文
	住所	大阪市港区夕凧二丁目18番41-1001号
	氏名	福原英洋
	住所	大阪市西区九条二丁目20番11号
	氏名	中島健
	住所	大阪市福島区玉川四丁目12番10-1402号
	氏名	磯田剛志
	住所	大阪市西区江戸堀三丁目4番12号
	氏名	河野太郎

以上、一般社団法人西区歯科医師会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印し、この定款作成代理人である司法書士 南 秀憲 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年3月 日

設立時社員 井 手 成 信

設立時社員 久 留 島 正 平

設立時社員 榎 田 雅 之

設立時社員 井 上 美 代 子

設立時社員 瀬 尾 利 文

設立時社員 福 原 英 洋

設立時社員 中 島 健

設立時社員 磯 田 剛 志

設立時社員 河 野 太 郎

上記、設立時社員の定款作成代理人 司法書士 南 秀憲